

複数人訪問費用補助事業補助金(公的医療保険を利用する訪問看護)事前協議実施要領 新旧対照表
(新) (旧)

複数人訪問費用補助事業補助金(公的医療保険を利用する訪問看護)
事前協議実施要領

1～4 (略)

5 現況報告書の提出

交付希望者は、補助の継続を希望する場合は、知事に定期的に利用者等の暴力等の状況及び事業者の対応状況を記載した現況報告書を提出するものとする。

知事は、提出された現況報告書に基づいて、補助の継続等について確認を行う。

(1) 提出時期

補助対象期間が3か月を超える場合は(補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月の翌月を1か月目と数えるものとする)、4か月目に当たる月に提出するものとする。

(2) 提出書類

ア 複数人訪問費用補助事業補助金(公的医療保険を利用する訪問看護)現況報告書(様式4)

イ 利用者等からの暴力行為等の内容が確認できる記録

ウ 主治医やケアマネージャー等が作成した意見書等

主治医やケアマネージャー等により作成された、暴力行為等の理由により複数名での訪問看護(本補助金の対象としている場合に限る)が必要なことの分かる書類。(主治医の意見書(様式2)により作成すること)

主治医以外の場合は様式2を参考に任意様式により作成すること。

複数人訪問費用補助事業補助金(公的医療保険を利用する訪問看護)
事前協議実施要領

1～4 (略)

5 現況報告書の提出

交付希望者は、補助の継続を希望する場合は、知事に定期的に利用者等の暴力等の状況及び事業者の対応状況を記載した現況報告書を提出するものとする。

知事は、提出された現況報告書に基づいて、補助の継続等について確認を行う。

(1) 提出時期

補助対象期間が3か月を超える場合は(補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月の翌月を1か月目と数えるものとする)、4か月目に当たる月に提出するものとする。

(2) 提出書類

ア 複数人訪問費用補助事業補助金(公的医療保険を利用する訪問看護)現況報告書(様式4)

イ 利用者等からの暴力行為等の内容が確認できる記録

ウ 主治医が作成した意見書等

主治医により作成された、暴力行為等の理由により複数名での訪問看護(本補助金の対象としている場合に限る)が必要なことの分かる書類。(主治医の意見書(様式2)により作成すること)

複数人訪問費用補助事業補助金(公的医療保険を利用する訪問看護)事前協議実施要領 新旧対照表

(新) (旧)

なお、サービス担当者会議で複数人訪問の必要性(暴力行為等が原因のものに限る)があり、かつ診療報酬の加算が困難であることを協議した会議録等の写しがあれば、(2)ウ及びエの書類に代えることができる。

エ 複数名訪問看護の同意の有無の記録

複数名訪問看護の同意の有無等の報告書(様式3)、及び訪問看護療養費に係る利用者等に複数名訪問看護の同意の依頼を行った結果や、利用者等への暴力行為等の抑止の働き掛けの依頼記録、担当者の交代等の取組を具体的に記録した書類(以下、「同意記録」という)。

なお、訪問看護記録に記載があれば、これに代わるものとして取り扱うことができるので、その場合は写しを添付すること。

また、複数人訪問の同意の依頼を行うことが困難な場合は「ウ 主治医やケアマネージャー等が作成した意見書等」で「依頼を行うことが困難であるが、複数名訪問を行う必要性がある」等の記載をすることで、上記で示した様式3及び同意記録を省略することができる。

6～附 則 (略)

附 則

この要領は、令和6年12月17日から施行し、施行日以降に開始した事前協議から適用する。

エ 複数名訪問看護の同意の有無の記録

複数名訪問看護の同意の有無等の報告書(様式3)、及び訪問看護療養費に係る利用者等に複数名訪問看護の同意の依頼を行った結果や、利用者等への暴力行為等の抑止の働き掛けの依頼記録、担当者の交代等の取組を具体的に記録した書類(以下、同意記録)。

なお、訪問看護記録に記載があれば、これに代わるものとして取り扱うことができるので、その場合は写しを添付すること。

また、複数人訪問の同意の依頼を行うことが困難な場合は「ウ 主治医が作成した意見書等」で「依頼を行うことが困難であるが、複数名訪問を行う必要性がある」等の記載をすることで、上記で示した様式3及び同意記録を省略することができる。

6～附 則 (略)